第7 再生医療等製品の販売業

法令の定め	審査基準	指導基準
1 再生医療等製品の販売業の許可を受けた者して、 展生医療等製品を販売した。 展生医療等製品を販売で、 展生医療等製品を販売で、 展生医療等製品を設定等等した。 展生医療等製品を製造の製造、 を製造した。のの再生医療等と、 を製造した。のの再生医療等と、 を製造した。のの再生医療等と、 を製造した。ののののでは、 の製造をののののでは、 を関連ののでは、 を関連ののでは、 を関連ののでは、 を関連ののでは、 を関連ののでは、 のののでは、 ののののでは、 のののでは、 ののののでは、 ののののでは、 ののののでは、 ののののでは、 ののののでは、 のののののでは、 のののののののでは、 ののののののでは、 のののののでは、 に、 に、 に、 に、 に、 に、 に、 に、 に、 に		
2 前項の許可は、営業所ごとに、その営業所の 所在地の都道府県知事が与える。 (法第40条の5第2項)		
I 構造設備 1 次の各号のいずれかに該当するときは、第 1 項の許可を与えないことができる。その営業所 の構造設備が、厚生労働省令で定める基準に適 合しないとき。 (法第 4 0 条の 5 第 3 項第 1 号)		
2 厚生労働省令で定める構造設備の基準は、次の とおりである。 (1) 採光、照明及び換気が適切であり、かつ、清 潔であること。 (構規第5条の2第1項第1号)		
(2) 常時居住する場所及び不潔な場所から明確に 区別されていること。 (構規第5条の2第1項第2号)		
(3) 冷暗貯蔵のための設備を有すること。ただし、 冷暗貯蔵が必要な再生医療等製品を取り扱わな い場合は、この限りでない。 (構規第5条の2第1項第3号)		
(4) 取扱品目を衛生的に、かつ、安全に貯蔵するために必要な設備を有すること。 (構規第5条の2第1項第4号)		

		再生医療製品の販売
法令の定め	審査基準	指導基準
Ⅱ 人的要件	1 英東に明より光弥にまなるナムッ処尺の然回	
1 申請者(申請者が法人であるときは、薬事に関する業務に責任を有する役員を含む。)が、	1 薬事に関する業務に責任を有する役員の範囲 ア 合名会社にあっては、定款に別段の定めがないと	
次の各号のいずれかに該当するときは、法第4	きは社員全員	
0条の5第1項の許可を与えないことができる。	イ 合資会社にあっては、定款に別段の定めがないと	
次のイからトまでのいずれかに該当するとき。	きは無限責任社員全員	
イ 法第75条第1項の規定により許可を取り	ウ 合同会社にあっては、定款に別段の定めがないと	
消され、取消しの日から3年を経過していな	きは社員全員	
い者	エ 株式会社 (特例有限会社を含む。) にあつては、	
ロ 第75条の2第1項の規定により登録を取	会社を代表する取締役及び薬事法の許可に係る業	
り消され、取消しの日から3年を経過してい	務を担当する取締役。ただし、委員会設置会社に	
ない者の関われて加みされ、この執行された。	あっては、代表執行役及び薬事法の許可に係る業	
ハ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わ り、又は執行を受けることがなくなった後、	務を担当する執行役。 エ 外国会社にあっては、会社法第817条にいう代	
3年を経過していない者	表者	
ニーイからハまでに該当する者を除くほか、こ	オ 民法法人・協同組合等にあっては、理事全員。た	
の法律、麻薬及び向精神薬取締法(昭和28	だし、業務を担当しない理事を除く。	
年法律第14号)、毒物及び劇物取締法(昭	ア 「薬事に関する業務に責任を有する役員」とは、	
和25年法律第303号)その他薬事に関す	各役員が分掌する業務の範囲を決定した結果、そ	
る法令で政令で定めるもの又はこれに基づく	の分掌する業務の範囲に、薬事に関する法令に関	
処分に違反し、その違反行為があった日から	する業務(薬事に関する法令を遵守して行わなけ	
2年を経過していない者	ればならない業務)が含まれる役員であり、その	
ホ 麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒者	範囲は、以下のとおり。 (ア)株式会社(特例有限会社を含む)	
へ 心身の障害により再生医療等製品の販売業 者の業務を適正に行うことができない者とし	会社を代表する取締役及び薬事に関する法	
て厚生労働省令で定めるもの	令に関する業務を担当する取締役	
ト再生医療等製品の販売業者の業務を適切に	指名委員会等設置会社については、会社を	
行うことができる知識及び経験を有すると認	代表する執行役及び薬事に関する法令に関す	
められない者	る業務を担当する執行役	
(法第40条の5第5項において準用する法第5	(イ) 持分会社	
条第3号)	会社を代表する社員及び薬事に関する法令	
	に関する業務を担当する社員	
への厚生労働省令で定める者とは、精神の機 能の 障害により再生医療等製品の販売業の業	(ウ) その他の法人 (ア)、(イ) に準ずる者	
「	イ 薬事に関する法令とは、次のとおり。	
び意志 疎通を適正に行うことができない者と	(ア) 医薬品医療機器等法	
する。	(イ) 麻薬及び向精神薬取締法 (昭和28年法律第1	
(規則第196条の2第5項)	4号)	
	(ウ)毒物及び劇物取締法(昭和25年法律第303号)	
	(工)医薬品医療機器等法施行令(昭和36年政令	
	第11号)第1条の3各号に規定する薬事関す	
	る法令	

法令の定め	審査基準	指導基準
2 管理者の設置 (1) 再生医療等製品の販売業の許可のを受けた者は、厚生労働省令で定めるところにより、めた事ににるを実施の販売を実施の販売を受けたるところによったとの販売を実施のでではならのででは、「再生医療等製品で、「再生医療等製品で、「事生医療等製品で、「事生医療等製品で、「事生医療等製品で、「事生医療等製品で、「事生の他ない。」(法第40条の6第1項)(2)再生医療等製品でではなら知事に対する。)では、「大きのでは、「は、「は、「は、「は、「は、「は、「は、「は、「は、「は、「は、「は、「は		
3 管理者の義務 (1) 再生医療等製品営業所管理者は、保健衛生上支障を生ずるおそれがないように、その所のの構造設備及び再生医療等製品その他の物品を管理し、その他その営業所の業務につき、必要なららればならない。(法第40条の7第1項において準用する法第8条第1項) (2) 再生医療等製品営業所管理者は、その業務は、各業的では、を業別ののでは、での、ののでは、での、ののでは、で、の、ののでは、の、の、の、の、の、		

		再生医療製品の販売
法令の定め	審査基準	指導基準
(4) (3)の再生医療等製品営業所管理者が行う営業所の管理に関する業務は、次のとおりとする。 イ 再生医療等製品営業所管理者が有する権限に係る業務 ロ 従業者の監督、その営業所の構造設備及び再生医療等製品その他の物品の管理その他その営業所の業務に対し必要な注意を払う業務ハ 再生医療等製品の販売業者に対する書面による意見申述 (規則第196条の11の2第1項)		
(5) (3)の再生医療等製品営業所管理者が遵守すべき事項は、次のとおりとする。 イ 営業所の管理に係る業務に関する法令及び実務に精通し、公正かつ適正に当該業務を行うこと。 ロ (2)の規定により再生医療等製品の販売業者に対して述べる意見を記載した書面の写しを3年間保存すること。 (規則第196条の11の2第2項)		
4 管理者の基準 (1) 法第40条の6第1項の厚生労働省令で定める基準は、次の各号のいずれかに該当する者であることとする。		
イ 旧制中学若しくは高校又はこれと同等以上の学校で、薬学、化学又は生物学に関する専門の課程を修了した者 ロ 旧制中学若しくは高校又はこれと同等以上の学校で、薬学、化学又は生物学に関する科目を修得した後、再生医療等製品の販売又は授与に関する業務に三年以上従事した者		
(規則第196条の4)		

	再生	
法令の定め	審查基準	指導基準
5 再生医療等製品の販売業者の遵守事項 再生医療等製品の販売業者は、その再生医療 等製品の販売業の営業所の管理者を置いたとき は、再生医療等製品営業所管理者の意見を尊重 するとともに、法令遵守のために措置を講じ、かつ 必要があるときは、当該措置を講じ、かつ では、その旨及びその理由)を記録し、これを適 切に保存しなければならない。 (法第40条の7第1項において準用する法第9 条第2項)		
6 再生医療等験等の販売、業者業別の販売、業務を含ってを表して、いいの法当するのでを書いて、いいの法当するのでを書いて、いいの法当するのでを書いて、いいの法当するのでを書いて、いいの法当するのでを書いて、いいの法当するのでを書いて、いいの法当するのでを書いて、いいの法当するのでを書いて、いいの法当するのでを書いて、いいの法当するのでを書いて、いいの法当するののでを書いて、いいの法当するののでを書いて、いいの法当するののでを書いて、いいの法当するののでを書いて、は、関本のので、関本のので、は、関本ののの法当するの、で、の法当するのので、のの法当するのので、ののは、関本のので、のの法当するのので、ののは、ののは、ののは、ののは、ののは、ののは、ののは、ののは、ののは、		

		再生 医療製品 の販売	
法令の定め	審査基準	指導基準	
(2) 再生医療等製品の販売業者は、(1)イ〜ハに 掲げる措置の内容を記録し、これを適切に保存 しなければならない。 (法第40条の7第1項において準用する法第9 条の2第2項)			
(3) 再生医療等製品の販売業者は、次に掲げるところにより、(1)イ~ハに掲げる措置を講じなければらない。 イ 次に掲げる再生医療等製品営業所管理者の権限を明らかにすること。			
1) 営業所に関する業務に従事する者に対する 業務の指示及び監督に関する権限 2) 1)に掲げるもののほか、営業所の管理に関 する権限 ロ 次に掲げる(1)口に規定する体制を整備する			
こと。 1) 営業所の管理に関する業務その他の再生医療等製品の販売業者の業務の遂行が法令に適合することを確保するために必要な規程の作成、再生医療等製品の販売業者の薬事に関す			
る業務に責任を有する役員及び従業者に対す る教育訓練の実施及び評価並びに業務の遂行 に係る記録の作成、管理及び保存を行う体制 2)再生医療等製品の販売業者が薬事に関する			
業務に責任を有する役員及び従業者の業務を 監督するために必要な情報を収集し、その業 務の適正を確保するために必要な措置を講ず る体制 3)1)及び2)に掲げるもののほか、再生医療等			
製品の販売業者の業務の適正を確保するため に必要な人員の確保及び配置その他の再生医 療等製品の販売業者の業務の適正を確保する ための体制			
ハ 次に掲げる(1)ハに規定する措置を講ずること。 1) 再生医療等製品の販売業者の従業者に対して法令遵守のための指針を示すこと。			
2)薬事に関する業務に責任を有する役員の権限及び分掌する業務を明らかにすること。 3)1)及び2)に掲げるもののほか、前号に規定する体制を実効的に機能させるために必要な措置			
(規則第196条の11の3)			

法令の定め	審査基準	指導基準
Ⅲ 再生医療等製品の販売業更新許可 再生医療等製品の販売業の許可は、6年ごと にその更新を受けなければその期間の経過によ って、その効力を失う。 (法第40条の5第4項)	<再生医療等製品の販売業更新許可> 法第39条第3項及び当審査基準 I ~ II による基準が確保されていることを更新の要件とする。	